

ハピラインふくい鯖江駅売店運営業務仕様書

1 総則

本仕様書は、事業者（以下「乙」という。）がハピラインふくい鯖江駅売店運営業務（以下「業務」という。）を行うにあたり、鯖江市（以下「甲」という。）が必要とする条件を定める。

乙が業務を行う際は、本仕様書に記載された内容以上の条件で経営しなければならない。

2 目的

乙が行う業務は、駅利用者および周辺住民へのサービス向上、観光客に対する利便性向上に寄与することを目的とする。

3 業務を行う施設（以下、「本施設」という。）の所在地及び名称等

所在地 福井県鯖江市日の出町1-2

名称 ハピラインふくい鯖江駅内の店舗区画等

改修可能面積 60 m²（別紙 位置図および平面図のとおり）

4 契約期間

契約期間は、覚書締結日から令和12年3月31日までです。

令和12年4月1日以降については5年毎の契約とし、甲乙双方に異議申し出のない場合は契約を更新する。

5 使用上の制限

本施設を使用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理者の注意をもって本施設の維持、保存および運営について責任を負うものとする。

- (1) 乙は、いかなる理由にかかわらず、本施設を使用する権利を譲渡し、または転貸してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 乙は、本施設を業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、本施設の内外および周辺を常に清潔にし、環境衛生につとめなければならない。
- (4) 乙は、本施設を改修しようとするときは、甲の許可を得なければならない。

6 一括委任又は一括下請負の禁止

乙は、契約の履行の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、次の各号を遵守した場合に限り、乙は、本物件をフランチャイズ契約した第三者（以下「フランチャイジー」という。）に使用させることがで

きるものとする。

- (1) 本施設をフランチャイジーに使用させるに伴い、甲に損害を与えた場合は、すべて乙においてその賠償の責めを負うものとする。
- (2) フランチャイジーに本施設を使用させる期間は、本契約期間内とし、本契約が解除された場合は解約日までを限度とすること。
- (3) 乙は、フランチャイズ契約締結後速やかに、フランチャイジーの住所および氏名を甲に報告するとともに、当該契約締結を証する書面を提出すること。

7 契約の解除

契約期間中において、乙に契約書および本仕様書記載事項に反していることが判明した場合は、甲は契約を解除することができ、甲はその解除によって生じた乙の損害を補償しない。

8 原状回復

乙は、契約期間が満了したときまたは契約が解除されたときは、乙の責任と負担において、甲の指定した期限までに本施設を契約締結時の原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲・乙が合意した事項についてはこの限りではない。

9 損害賠償

乙は、乙の責に帰すべき事由により、本施設の全部または一部を滅失し、もしくは毀損したとき、あるいは本仕様書に定める義務を正当な理由なく履行せず甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

10 賃借料等の経費負担

- (1) 甲・乙協議のうえ、甲・乙の負担区分および負担割合を決定する経費
下記の各号は様式第8号-6にて提案すること。
ア 賃借料（鯖江市がハピラインから賃借する賃借料の単価：年額 21,500 円/㎡）
イ 光熱水費（電気代・上下水道代）
ウ 改修工事費（上下水道設備工事・電気設備工事・空調設備工事などの概算工事費を提案すること。）
エ 手数料等（売り上げが一定額を超えた場合等に、市に納入できる手数料等がある場合は、一定額を超えた部分において市に納入できる金額または割合を提案すること。）
- (2) 乙が負担する経費
(1)において甲が負担する経費以外の経費

10 本施設の設備・備品等の使用

本施設の設備・備品等については、現在設置しているものを使用することを可とするが、それ以外に乙に必要な設備・備品等がある場合は、乙の費用負担により用意するこ

と。

また、現在の設置の設備・備品等の更新、改修、修繕等原型を変更しようとする場合は、不要な設備・備品等の処分も含めて、乙の費用負担により実施するものとし、事前に書面により甲の承認を得なければならない。

1 1 営業開始日

令和7年3月31日までに営業を開始するものとする。

ただし、やむを得ない事由により営業開始日が遅延する場合がある。

1 2 営業時間

本施設の営業時間は次の時間を基本とするが、駅利用者および周辺住民のサービス向上、観光客に対する利便性向上のための理由のほか、乙の事情等による他の提案があるときは、様式第8号-3を用い提案すること。

営業時間：午前7時00分から午後8時00分まで

1 3 本施設の運営

乙は、本施設が駅舎内であることを認識し、次に掲げる基本的事項を踏まえ、利用者等に優しい運営を行うこと。

- (1) 利用者等への接遇について、常に目配り・気配り・心配りで対応するとともに、さまざまな人権問題について、正しい認識をもって業務が遂行できるよう、乙の従業員に対して適切な研修を実施すること。
 - ア 利用者等が利用しやすい環境づくりに努めること。
 - イ 本施設内の日常美化に努める。
 - ウ 食品衛生関係法令を遵守し、本施設、資機材の適切な管理に努めること。
 - エ 甲の指導および協力を得て、火災・盗難の防止に留意し、その予防に努めること。
 - オ 不良な品を提供することのないよう万全を期すること。
- (2) 商品メニューおよび価格は乙において定めることとするが、市場の価格を踏まえた利用者の求めやすい適正な価格とすること。
 - ア 販売できる商品は、食料、菓子類、軽食（弁当、総菜、おにぎり、パン、サンドイッチ等）、清涼飲料水、新聞、雑誌類、書籍、文具、日用雑貨、傘、杖類、衣類、酒類、たばこ等とする。
 - イ その他
 - A 切手等の販売
 - B その他、甲・乙協議のうえ、販売商品を指示する場合がある。
- (3) 法令に基づく営業許可の申請、諸官庁への届出については、すべて乙の負担で確実に行うこと。
- (4) その他の留意事項は次のとおりとする。

- ア 業務に関して資格または免許を必要とするものについては、資格免許を有する者を従事させること。
- イ 常勤の従事者の中から現場責任者を定め、その氏名、職名等必要な項目を記した文書を甲に提出すること。
- ウ 利用者等からの苦情等については誠意をもって対応し、その内容および対応状況を遅滞なく甲に報告すること。
- エ 営業日および営業時間、商品メニュー等について変更等を行う場合、あるいは改善等が必要な場合は甲と協議し必要な措置を講ずること。
- オ 利用者の満足度およびニーズを把握し適切にサービスに反映させるために、適宜調査を行い、その結果とサービス内容への反映方策を甲に報告すること。
- カ 関係法令のほか本施設管理上の諸規則等を遵守すること。

1.4 売り上げ管理等

乙は毎日の売り上げを記録し、翌月20日までに甲に報告すること。

1.5 衛生管理

乙は、本施設の衛生管理および従業員の健康管理に万全を期することとし、本施設において発生した諸問題については、すべて乙の責任と負担において対処するものとする。
また、仕入れ商品については安全性等信頼できる業者から仕入れ、事故防止に努めること。

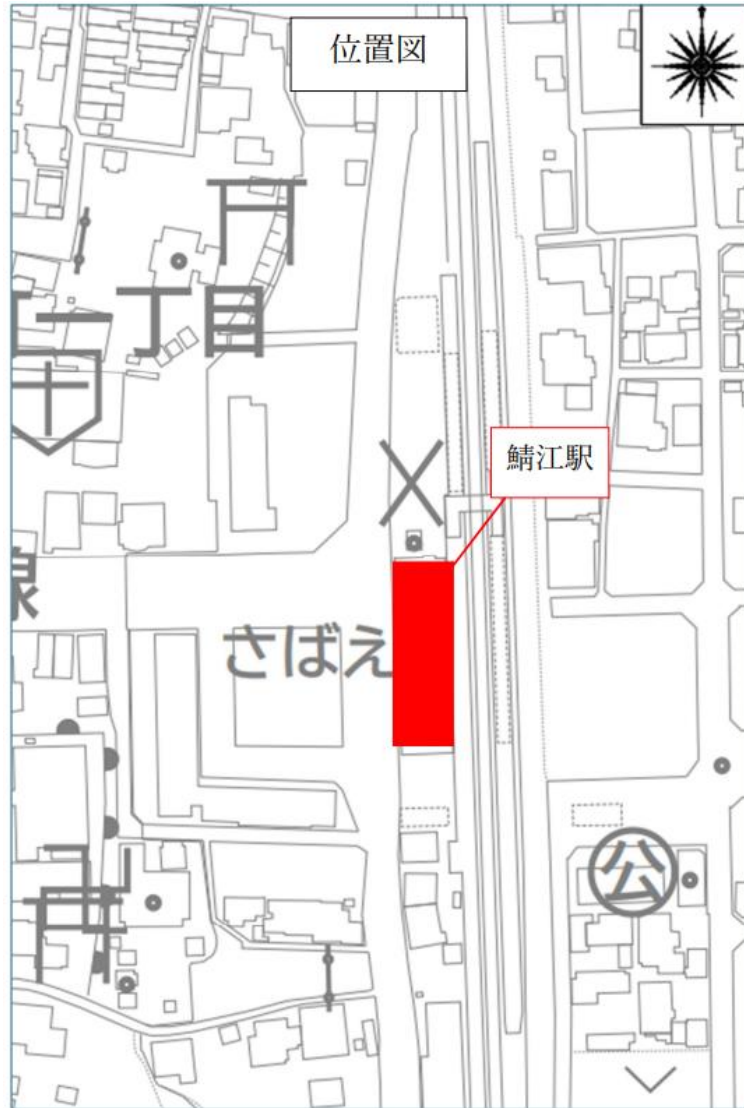
1.6 環境衛生

本施設の清掃費等は乙の負担とする。なお、廃棄物の発生を抑制するとともに環境問題に配慮した適正な分別と再資源化を促進するよう努めなければならない。
また、ゴミ箱の設置については駅的美観に配慮したものにすること。

1.7 その他

- (1) 乙または乙の従業員は、本施設について善良な管理者の注意義務をもって業務にあたるものとし、この注意義務を怠って甲に損害を与えたときは速やかに甲に文書で報告するものとする。
- (2) 乙は、業務の実施上発生した食中毒、販売品の回収、接客上のトラブル等が生じた場合は、一切の責任を負うものとする。また、速やかに甲に報告するものとする。
- (3) 契約締結後に、契約書に記載のない事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定する。
- (4) この売店運營業務に合わせて、駅利用者および周辺住民の利便性向上、行政サービスの提供、観光客に対する利便性向上に繋がる乙独自の提案があるときは、様式第8号ー7を用いて提案すること。(ただし、提案全てが実現するとは限らない。)

別紙 位置図 平面図



利用可能範囲：60 m² (10m×6m)

